

しまちゃんの情報モラル特別講座 著作権クイズ・ドリル (大人版) 解答と解説

問題番号	問 題	解 答
1	授業での使用を目的に教師が著作物を使用する場合は、無条件で著作権者の許諾なく複製してもよい。	いいえ
2	著作物を複製して大学の入試問題を作成した場合、大学側は著作者である作家に許諾を得る必要がある。	いいえ
3	卒業アルバム用に業者(写真屋さん)が撮影した写真を「学校要覧」など学校が発行する冊子に使用する場合は、業者の許諾は不要である。	いいえ
4	教育委員会が学校配布用資料を作成する際、著作物の複製は教育目的なので許諾は不要である。	いいえ
5	こどもが自分で考案したキャラクターには、著作権が発生しない。	いいえ
6	美術館で撮影したゴッホの絵画の写真をホームページに掲載するには許諾が必要である。	いいえ
7	ホームページに 他人のサイトのリンクを許諾なしに貼り付けても違法ではない。	はい
8	こどもの興味をひくように 教師自身が手書きしたミッキーマウスを用い、授業用の学習資料を作成した。この場合、使用の許諾は不要である。	いいえ
9	国語の時間に子どもが作った詩を 学年便りに掲載する場合、子どもの許諾なしにできる。	いいえ
10	校歌を自分の学校の公式ホームページに掲載する場合、作詞・作曲者の許諾は不要である。	いいえ

問題 1

著作権法第35条によると 学校では一定の条件のもとで 複製使用ができ、無条件ではない。条件は

1. 著作物が公表されたものであること
2. 必要数(児童の人数分)以上に複製しないこと
3. 授業の過程における複製であること(課外活動は不可)(塾など営利活用は不可)
4. 著作者の利益を不当に害しないこと(市販のドリルの複製使用は不可)

著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

問題 2

著作物を複製して大学の入試問題を作成した場合、大学側は著作者である作家に許諾を得る必要はありません。

著作権法36条(試験問題としての複製)

第三十六条 公表された著作物は、入学試験その他の人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。

問題 3

卒業アルバム用に業者(写真屋さん)が撮影した写真を「学校要覧」など学校が発行する冊子に使用する場合は、著作隣接権において撮影者の許諾が必要と思われます。

問題 4

著作権法では「教育を担任する者」が複製することを例外的措置として認めていますが、「教育委員会」はこれに該当しません。したがって教育委員会が著作権者の許諾なしに複製して各学校に資料配布することはできません。

問題 5

年齢や営利・非営利に関係なく、著作権は発生します。

問題 6

一定期間(保護期間)が経過した著作権は保護されなくなります。保護期間は日本では50年間ですが、国によって期間はまちまちです。ゴッホは没後100年以上経過していますので、ゴッホの絵画には著作権が存在しません。したがって、ホームページに掲載しても差し支えないと考えます。ただし、美術館で撮影する場合、撮影自体の許可が必要な場合がほとんどです。また、他人が撮影したゴッホの絵画写真については、撮影者の許諾が必要です。教育的な活用であれば、情報処理推進機構(IPA)が提供する「教育用画像素材集」からゴッホの絵画写真の使用が(利用規約の範囲内で)可能です。

問題 7

「許諾なくリンクを貼ることを禁じる」という文面をよく見かけますが、法律的には無効です。ホームページの一般公開は、「他者にリンクされる」ことも含みます。情報源自体の改造や複製ではないので違法ではありません。ただし、相手のサブページをリンクして、それがあたかも自分のページであるかのように見せかけることは、複製行為とみなされる可能性がある上、道義的にも好ましくありません。

問題 8

こどもの興味をひくように 教師自身が手書きしたミッキーマウスを用い、授業用の学習資料を作成した。この場合、使用の許諾は必要です。第35条は著作者の権利を制限する規定であるため、厳格な解釈が必要です。マンガのキャラクターなどの使用は一般的には教育活用上の必然性に乏しく、35条の範囲外になります。

問題 9

たとえ指導の過程で子どもに作らせたものであっても、子供自身に著作権が生じます。

問題 10

たとえ自校の校歌であっても、著作者没後50年以内であれば作詞・作曲者の許諾は必要です。

しまちゃんの情報モラル特別講座 著作権クイズ・ドリル (大人版) 答えと解説

問題番号	問 題	解答欄
1	運動会でキャラクターを描いた応援旗を作成、使用するのに、キャラクターの著作権者の許諾は必要である。	はい
2	運動会で 今流行している歌謡曲を流すのには許諾は必要である。	いいえ
3	撮影時にバックミュージック (B G M) が入った運動会のビデオを保護者に配布するには、バックミュージックの著作権者の許諾がいる。	はい
4	レンタルビデオ屋で借りてきたビデオを修学旅行の観光バスの中で、みんなで見るのは違法である。	はい
5	レンタルビデオ屋で借りてきたビデオを学校の授業で児童に見せるのは違法である。	はい
6	修学旅行の歌集を作る際、歌詞を掲載するのには著作権者の許諾が必要である。	はい
7	音楽の時間、著作権者の許諾なしに児童の人数分だけ歌詞をコピーして学習活用してもよい。	はい
8	部活動において、著作権者や出版社の許諾なしに楽譜を部員にコピー、配布して使用してもよい。	いいえ
9	著作権の許諾は文書でなく口頭でもよい。	はい
10	日本では100年以上前から著作権法があった。	はい

問題 1
著作権法第 35 条では、学校教育上において必要な複製が認められています。「教育を担当する者」が、必要と認められる限度において著作物を複製する場合に著作権者の許諾を得る必要はありません。しかし、教育目標達成のため応援旗にキャラクターを使う必要があるとは考えにくく、35条の適用は無理かと思われます。

問題 2
運動会が教育目的の非営利である。 入場料を徴収しない。 出演者に出演料を払わない。 3点を満たしていれば許諾を得る必要はありません。

問題 3
撮影時にバックミュージックが入った運動会のビデオを保護者に配布するには、バックミュージックの著作者の許諾が必要です。個人や家族で楽しむのではなく、他者へ配布するための複製には、許諾が必要となります。

問題 4
観光バスでのビデオ鑑賞は、バス会社の営利活動としてのサービスに該当します。バス会社がライセンスを得たビデオで、観光バス車内に限って鑑賞が可能です。したがってレンタルビデオ屋さんのビデオを観光バスの車内で鑑賞することは違法と考えます。

問題 5
学校その他の教育機関における著作物の複製に関する 著作権法第 35 条ガイドライン (平成 16 年 3 月)
著作権法第 35 条ガイドライン協議会 著作権者の利益を不当に害する事項
以下の事例は、著作権者等の利益を不当に害すると考えられる。例 1-7 レンタル用として頒布されたビデオ、DVD

問題 6
修学旅行の歌集を作る際、歌詞を掲載するのには著作権者の許諾が必要です。そのほか「修学旅行のしおり」を作成する際、ガイドブックからの資料・写真転載も同様です。ただし「修学旅行のしおり」が、旅行のためだけでなく歴史や地理、総合学習などの授業で実際に活用されている場合においては、この限りではありません。

問題 7
著作権法第 35 条では、学校教育上において必要な複製が認められています。「教育を担当する者」が、必要と認められる限度において著作物を複製する場合に著作権者の許諾を得る必要はありません。35条の範囲内において適用されると考えます。

問題 8
部活動において、楽譜を部員にコピーすることは、著作権者だけでなく楽譜の出版社の利益を損ねるものとして認められません。また、部活動が教育課程外の課外活動であるという点で「授業の過程における指導」に相当するかどうかは、意見の分かれるところです。「著作権法第 35 条ガイドライン協議会」が作成した「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン」では部活は相当するとしています。

問題 9
著作権の許諾は法律的に「文書で行う」と規定されてはいません。これは、著作権が「素人のスナップ写真 1 枚にも権利が発生するような日常的で身近な権利」であるためと考えます。口頭での許諾は記録・証拠として残らず、あくまで相互的な信頼関係において成り立つものです。

問題 10
明治 2 年 (1 8 6 9) の「出版條令」が最初の著作権保護規定法です。ただし、この條令は「出版 (表現) の規制」を併せ持ったものでもありました。1899年には「旧著作権法」が公布されます。この法律はヨーロッパの国際条約である「ベルヌ条約」に加盟するために、作られた法律です。著作権者の保護については格段の進歩が図られたものです。近代国家としてヨーロッパの強国と肩を並べることが目的としてベルヌ条約の基準に沿った内容と言えます。この時代の著作権法は純然たる著作権者の保護を目的としたものでなく、国家の政治的・政策的な意図のもとで作られたものと言えます。その後、小改正や追加はあったものの昭和 4 5 年 (1 9 7 0) までこの旧著作権法が続きました。同年、時代に合わなくなった旧著作権法が廃止され、「新著作権法」が公布されました。この法律は、文化的発展の視点から著作権者保護が唱えられています。平成の時代になってマルチメディア、ネットワーク社会など高度情報化社会の到来により、著作権は「公衆送信権」「上映権」「譲渡権」の創設や「著作隣接権」の強化などが次々施されています。めまぐるしく移り変わり、発展していく時代の世相を反映して、今後はひんぱんに改正が加えられていくものと思われます

しまちゃんの情報モラル特別講座 著作権クイズ・ドリル (大人版) 答えと解説

問題番号	問 題	解答欄
1	日本国憲法の著作権は、日本国(政府)にある。	いいえ
2	友達の作ったホームページのフレーム構成(レイアウト配置、背景色、サイズなど)が気に入ったので、許諾を得ずに同じようなフレーム構成のホームページを作成した。この場合、違法ではない。	はい
3	上映されている映画のスクリーンを客席から撮影する行為は、著作権上制限されている。	いいえ
4	入場料がいる演劇を客席から撮影する行為は、著作権上制限されている。	いいえ
5	著作権は売買できる。	はい
6	著作権は相続できる。	はい
7	著作権侵害は民事対象であって、刑事事件になることはない。	いいえ
8	商品のネーミングは著作権にあたる。	いいえ
9	1928年に公開されたミッキーマウスの著作権保護期間はすでに切れている。	いいえ
10	映画の著作権保護期間は公表後70年著作権が保護される。一方、小説の場合は公表後ではなく、作者の死後50年間は著作権が保護される。	はい

問題1
憲法や条例は、著作物ですが著作権は存在しません。

問題2
ホームページのフレーム構成をまねても著作権の侵害にはなりません。フレーム構成は、あくまで「表現の手段」であって「表現の内容」そのものではありません。

問題3
上映されている映画を撮影するだけなら著作権の侵害とはいえません。ただし、撮影したものを友達と見たり、テープを売ったり貸したりすると著作権の侵害といえます。映画館では、鑑賞マナーや著作権侵害を未然に防ぐために館の規約において撮影禁止になっています。

問題4
演劇の場合も撮影するだけなら、著作権の侵害とは言えません。ただし場内撮影禁止とされている場合もあるので注意が必要です。テーマパークのアトラクションショーなどは撮影OKの所が多いようです。

問題5 問題6
著作権は財産権なので、不動産などの所有権と同じく他人に譲渡することができます。地域限定譲渡や(分割できるものは)分割譲渡可能です。著作権は財産権の一種なので、相続可能です。

問題7
著作権侵害で刑事事件となることは極めて稀ですがあり得ます。実際にあった刑事処分例

- 例1: ファイル交換ソフトによる著作権侵害で刑事処分
 - 例2: オンラインストレージサービスを悪用した著作権侵害摘発
 - 例3: 外国製の海賊版アニメをオークションで販売
 - 例4: 海賊版ソフトをインターネットで販売
 - 例5: ホテル経営者 無断でホテル客室にゲーム上映
- 刑事処分され、逮捕・罰金が科せられたりします。
加えて、民事訴訟でも損害賠償を求められることもあります。

問題8
特許(発明)、意匠(デザイン)、商標(ネーミング)は産業財産権であり、著作権とは別です。、「著作権法」は文化の発展を目的としているのに対し、産業財産権が産業経済の発展を目的としたものです。

問題9
アメリカでは、ミッキーマウスの著作権保護期間が切れそうになると、なぜか法律改正が行われます。1928年公開されたミッキーは、当時の著作権法の制定する保護期間(56年)により、1984年に切れるはずでした。しかし、1976年法改正により保護期間は75年に延長されました。結果、ミッキーの保護期間は2003年まで延びました。それから、1998年には、著作権保護法という新たな法律が制定され、保護期間が95年に延長されました。これによって、2023年までミッキーは保護されています。

問題10
映画の著作権保護期間は公表後70年で切れます。一方、小説の場合は公表後50年ではなく、作者の死後50年間は著作権が保護されます。映画は製作に多くの人に関わるのに対し、小説は一人で書き上げる(作者が一人)ため、保護期間が違うものと思われます。(平成15年の著作権法改正による。平成16年1月1日施行)